

## 告 示

### 埼玉県告示第七百三十八号

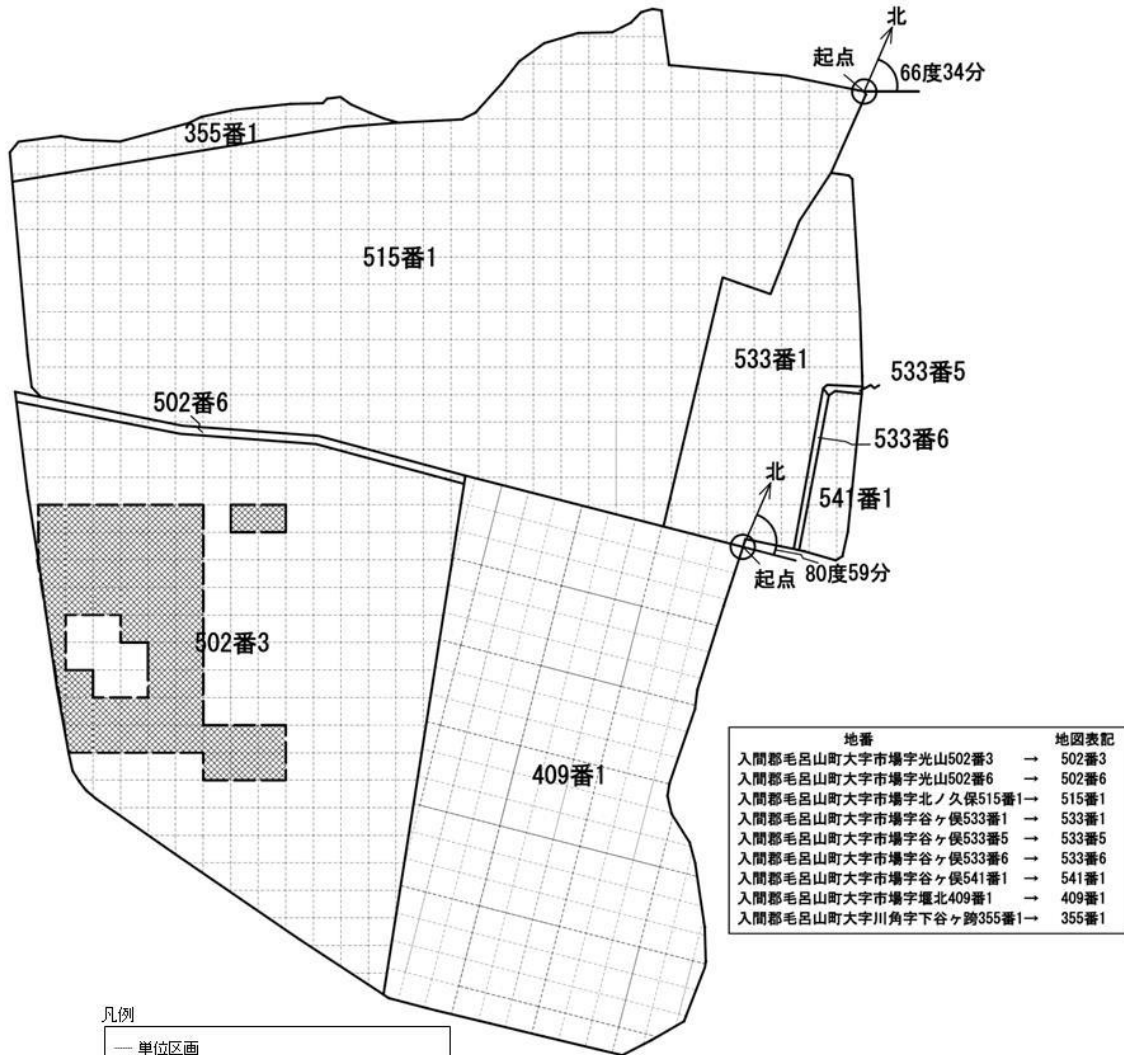
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第四百五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十七年六月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県入間郡毛呂山町大字市場字光山五百二番三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染状況調査の追完

別図



地番	地図表記
入間郡毛呂山町大字市場字光山502番3	→ 502番3
入間郡毛呂山町大字市場字光山502番6	→ 502番6
入間郡毛呂山町大字市場字北ノ久保515番1	→ 515番1
入間郡毛呂山町大字市場字谷ヶ俣533番1	→ 533番1
入間郡毛呂山町大字市場字谷ヶ俣533番5	→ 533番5
入間郡毛呂山町大字市場字谷ヶ俣533番6	→ 533番6
入間郡毛呂山町大字市場字谷ヶ俣541番1	→ 541番1
入間郡毛呂山町大字市場字堀北409番1	→ 409番1
入間郡毛呂山町大字川角字下谷ヶ跨355番1	→ 355番1

凡例

- 単位区画
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

起点

起点は、409番1及び515番1の最北端とする。

格子の回転角度

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。回転角度は409番1については80度59分、515番1他については66度34分。

▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画 : 5,105m<sup>2</sup>